令和6年3月21日 規 則 第 4 号

(趣旨)

第1条 この規則は、文部科学省の「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」(令和4年3月) に則り、沖縄工業高等専門学校(以下「本校」という。)が保有する研究設備・機器の共用について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 研究設備・機器の共用を推進することにより、限られた予算を効率的に使用し、学内外での利用を促進することにより研究力向上に資するとともに、技術職員の人材育成にも貢献する。

(体制)

第3条 研究設備・機器の共用の推進は、沖縄工業高等専門学校地域連携研究推進センター (以下「センター」という。) が行う。

(業務)

- 第4条 センターは、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 研究設備・機器の整備・運用計画の策定に関すること
 - (2) 研究設備・機器の利用者の交流と共同研究等の促進に関すること
 - (3) 研究設備・機器の学内外に対する共用化促進及び管理・運営体制に関すること
 - (4) その他研究設備・機器の共用の推進を達成するために必要な事項

(共用の対象とする研究設備・機器)

第5条 共用の対象とする研究設備・機器は、一般的に購入が難しい高額な研究設備・機器を対象とするなど、多くの者に共用出来るような研究設備・機器を対象とする。また、主な使用者が退職する等により、使用されなくなった研究設備・機器の利活用に努めることとする。なお、本校の教育・研究活動に支障をきたさないよう運用することとする。

(使用資格)

- 第6条 研究設備・機器の使用許可を申請できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 教育研究機関の研究者及び技術者
 - (2) 企業の研究者及び技術者
 - (3) その他校長が特に認めた者

(研究設備・機器使用の手続き及び許可)

- 第7条 研究設備・機器の使用許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、使用する日の前日から起算して30日前までに、研究設備・機器使用申請書(別紙第1号様式)を沖縄工業高等専門学校長(以下「校長」という。)に提出し、許可を得なければならない。
- 2 校長は、前項の申請を許可したときは、研究設備・機器使用許可証(別紙第2号様式)により申請者に通知するものとする。

- 3 校長は、前項の許可をする場合において、次に掲げる管理上必要な条件を付することができる。
- (1) 校長の指示に従うこと
- (2) 火器取締り及び保安管理に留意すること
- (3) 使用を終了したとき、又は使用の許可を取消されたときは、校長の指示に従って、速やかに整理整頓し、使用開始時の状況に原状回復を行うこと
- (4) その他校長が必要と認めること
- 4 校長は、使用目的が次の各号のいずれかに該当する場合は、不許可にすることができる。
- (1) 核兵器や通常兵器の開発等の軍事目的のために用いられ、又は用いられるおそれがあるとき
- (2) 校長が本校の理念に反している目的と判断したとき

(使用時間)

- 第8条 研究設備・機器の使用時間は、土日祝日及び本校の休業日を除く午前9時から午後5時00分までとする。ただし、本校の教職員又は学生の教育研究での使用を優先し、使用時間を調整する。
- 2 前項の規定にかかわらず、校長が適当と認めたときは、使用させることができる。

(目的外使用の禁止)

第9条 第7条第2項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可された目的外の使用、又は その許可に係る権利の第三者への譲渡をしてはならない。

(使用許可の変更及び取消し)

- 第10条 使用者は、使用日時の変更又は取消しをする場合は、使用開始日の3日前 (土日祝日及び本校の休業日を除く)までに申し出て、校長の許可を得なければならない。
- 2 校長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条第1項の規定による許可を取消すことができるものとする。
- (1) 第7条第3項各号(第3号を除く)に違反し、又はそのおそれがあるとき
- (2) 第9条に違反し、又はそのおそれがあるとき
- (3) その他管理運営上において、支障があると認めたとき

(使用料等)

- 第11条 使用料については、別表に定める金額とする。
- 2 前項の規定によるもののほか、研究設備・機器の使用に際して必要となる消耗品等の費用及び本校 教職員による指導に係る費用等(以下「必要経費」という。)は、別に徴収するものとする。
- 3 使用者は、前2項に定める使用料及び必要経費(以下「使用料等」という。)を本校が指定する期日 までに納付しなければならない。
- 4 既納の使用料等は、本校の責に帰すべき事由がある場合を除き、還付しない。
- 5 使用者は、許可された使用時間を延長して研究設備・機器を使用した場合は、延長した使用時間に 係る使用料等を、本校の指示に従い納付しなければならない。
- 6 その他、学生の教育研究に関連するもの、又は校長が特に必要と認めたときは、使用料等の全部又は一部を免除することができる。

(研究設備・機器の使用における遵守事項)

- 第12条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 作業に相応しい服装をすること。

- (2) 作業において必要な安全処置をとること。
- (3) 研究設備・機器は正しく使用し、安全作業に努めること。
- (4) 研究設備・機器の使用中に故障その他の異常を発見したときは、速やかに担当教職員に連絡し、その指示を受けること。
- (5) 作業で必要な物品等は使用者が準備するものとし、実験当日は使用者の責任においてこれを管理すること。
- (6) 作業により発生した廃棄物は、使用者が撤去すること。
- (7) 研究設備・機器の使用前に、担当教職員による研究設備・機器の点検及び使用方法に関する説明等を受けること。また、設備機器の利用後に、担当教職員による設備機器の点検を受けること。

(免責)

第13条 研究設備・機器の使用により使用者に生じた損害について、本校は一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第14条 使用者は、使用期間中において使用した研究設備・機器その他本校の施設を損傷したときは、 その損害を賠償しなければならない。

(実績報告)

第15条 センター長は、研究設備・機器の運用実績を四半期ごとに、校長へ報告する。

(事務)

第16条 研究設備・機器の共用に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、研究設備・機器の使用許可に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、令和6年3月21日から施行する。

使用機器及び使用料

番号	装置名	使用料/時間 (消費税抜)	備考
1	多機能型イメージアナライザー:ImageQuant Las4010システム	730 円	
2	マルチモードプレートリーダー	460 円	
3	QuantStudio3 リアルタイム PCR システム PC 付きパッケージ	550 円	
4	凍結乾燥機	730 円	
5	多機能マイクロプレートリーダー(高解像度解析システム)	640 円	
6	恒温振とう培養機	370 円	
7	細胞破砕調整機(マルチビーズショッカー)	460 円	
8	ドラフトチャンバー 一式	550 円	
9	ファインカット セフティ 33 型	370 円	
10	高速精密切断機	1,100円	
11	普通旋盤(心間 800mm)	550 円	
12	普通旋盤(心間 550mm)	460 円	
13	交直両用パルス TIG 溶接機	370 円	
14	精密平面研削機	640 円	
15	ラジアルボール盤	550 円	
16	操作フライス盤(NC フライス盤)	820 円	
17	バンドソーマシン	3,300円	
18	立横複合フライス盤	640 円	
19	立フライス盤	640 円	
20	マシニングセンタ	2,000 円	
21	ブラスト装置	370 円	
22	ドリル研削盤	370 円	
23	CNC 旋盤	1,500円	
24	ワイヤカット放電加工機	1,000円	
25	メカニカルシャー 一式	670 円	

研究設備・機器使用申請書

年 月 日

沖縄工業高等専門学校長 殿

沖縄工業高等専門学校の研究設備・機器の使用について以下のとおり申請します。 使用にあたっては、沖縄工業高等専門学校研究設備・機器共用規則を遵守します。

申込者	住所・所在地										
	機関等名称										
	使用責任者									印	
	連 絡 先										
	その他使用者										
	氏 名										
使用機器名											
使用目的											
使用時間			年	月	日		時	分	\sim	時	分
研究設備・機器の使用に係る		₩	(吐		_	吐	/\)		_	不	
本校教職員による指導の要否		要	(時	分	\sim	時	分)		•	否	

注) 太線枠内を記入してください。

原則として昼休み時間をまたぐ場合は、その時間も含みます。使用時間等については、ご希望に添えない場合もありますので、予めご了承ください。本校の教職員又は学生の教育研究を優先するため、使用時間を調整します。

使用目的の図面や計画書等の参考資料があれば併せて添付してください。

次の事項について、ご確認の上、**同意いただける場合は、□にレをご記入願います。**

□ 使用期間中に生じた研究設備・機器等の損害については、使用者においてこれを負担することに
同意する。
□ 使用期間中における使用者の損害(事故による負傷・疾病等)については、学校側は責任を負わ
ないことに同意する。

- □ 次の事項に該当したときは、研究設備・機器の使用許可を取消し又は使用を制限することに同意 する
 - ・研究設備・機器の使用目的以外の使用や、その許可に係る権利を第三者に譲渡した場合
 - ・校長の指示に従わなかった場合
 - ・その他管理運営上、支障があると認められたとき

※同意いただけない場合、研究設備・機器の使用を許可できないことがあります。

研究設備・機器使用許可証

年 月 日

様

沖縄工業高等専門学校長 印

年 月 日付けで申請のありました研究設備・機器の使用について許可します。

【請求額】							
 研究設備・機器 	器使用単価	(@) × ()時間=(円)		
附帯消耗品	(@) × () = (円)			
 本校教職員に。	よる指導	(@) × ()時間=(円)		
消費税(円)			使用料 計 (円)		
【振込期限】	年	月 日					
【振込先口座】	○○銀行	○○支店	普通 口座番	:号:〇〇〇〇 口座	至名義:○○○○		

ご使用に当たって

- 1. 使用料は、所定の期日までに、本校が指定する所定の口座に振込んでください。 指定期日までに振込みがないときは、研究設備・機器の使用許可を取消しする場合があります。
- 2. 研究設備・機器担当者の指示に従い、マニュアル等を遵守し安全の確保に努めてください。
- 3. 研究設備・機器を使用する際に必要な物品を持ち込む場合は、予め研究設備・機器担当者の確認を 取ってください。

持ち込んだ物品の残品は、必ずお持ち帰りください。

4. 事故等の発生及び研究設備・機器を破壊等した場合は、速やかに研究設備・機器担当者へご連絡願います。